

自由民主党

東日本大震災復興加速化本部

本部長 大島 理森 様

要 望 書

平成27年1月20日

福島県南相馬市長 桜井 勝延

当市は、市内の小高区を中心とする避難指示区域について、平成28年4月の避難指示解除を目指し、住民の帰還のためのインフラ整備や生活関連サービスの確保を進めるとともに、避難指示区域以外の地域においても、生活基盤や産業基盤の再生のための取り組みを全力で進めているところです。

しかし、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から3年10か月が経過した現在でも、2万人以上の市民が市内外において避難生活を強いられていることや、市内に居住する市民についても、仕事や生活、そして放射線に対する不安等を抱えながら、精神的、身体的にも苦しい生活が続いており、原子力災害によって失われた生活や生業を取り戻すまでには至っておりません。

このことから、現在実施されている東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う減免措置等について、除染による放射線量の低減、医療・福祉サービス、働く場所及び住まいの確保など、全ての市民が安心して生活できる環境が整うまでの間、国の責任において支援を継続するとともに、市内の生活・産業基盤の再生の加速化と避難を余儀なくされている市民の早期帰還を達成するための一層の支援が必要であることから、下記の事項について要望します。

記

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う減免措置等について
(1) 国民健康保険税、介護保険料、国民健康保険一部負担金及び介護サービス利用者負担額の減免措置の拡充と継続について
これらの減免措置は、避難指示区域等により取り扱いが異なっていることから、今後、地域コミュニティの更なる分断を生じさせないよう、市全域を対象とすること。
また、減免措置の期間については、全市民が安心して暮らせる環境が整うまで継続すること。

(2) 土地・家屋に係る固定資産税の減額課税措置等の継続について

地方税法の規定による土地・家屋に係る固定資産税の2分の1減額課税措置については、課税免除区域から除外されてから原則3年度分とされています。しかし、原発事故から3年10か月が経過した現在でも、原発事故が終息していないことや放射線への不安などから、依然として2万人もの市民が市内外での避難生活を強いられています。また、地域経済を支える商工業等についても再開ができない事業者が多く見られるなど、原子力災害により土地・家屋の本来の効用の低下・喪失及び使用上の支障が生じていることから、本市の実情に鑑みて、平成27年度以降についても減額課税措置を継続すること。

あわせて、市条例による土地・家屋に係る固定資産税の税負担の軽減に伴う減収分についても、震災復興特別交付税を継続して交付すること。

(3) 高速道路無料措置の延長と拡充について

平成27年3月31日までとされている高速道路無料措置については、全市民が安心して暮らせる環境が整うまで継続するとともに、市全域を対象とすること。

2 . 小高区の復興と再生に不可欠な復興拠点の整備について

避難住民の帰還、地域の再生を目的として、本市が実施する復興拠点整備事業において、既存制度の対象となっていない多世代交流センターや公園、健康増進施設の整備などについて、「福島再生加速化交付金」や新たに創設される「中間貯蔵施設等に係る交付金」「原子力災害からの福島復興交付金」を地域の実情に合わせて自由な形で活用できるよう十分に配慮すること。

3．県営震災復興祈念公園及び国営追悼・祈念施設（仮称）の整備について

当該公園及び施設の整備地については、東日本大震災及び原子力災害により死者1,103人（直接死636人、震災関連死467人）という、福島県浜通り地方の中でも最も甚大な被害を受けながらも、大震災と原子力災害を乗り越え、復興と再生に向けて取り組んでいる本市が適地であると考えことから、本市に県営震災復興祈念公園及び国営追悼・祈念施設（仮称）を整備すること。

4．イノベーション・コースト構想について

イノベーション・コースト構想の具現化に向けては、既存の理念にとらわれないロボット産業の育成など新しい産業基盤の構築が必要であることから、予算化など具体的な取り組みを早急に進めること。

5．避難解除区域等における事業者の税制優遇措置等の強化について

本市の地域経済は、原子力災害による商圈の喪失、人口流出、風評被害等により、4年目を迎えた現在でも、依然として厳しい状況にあります。地域経済の再生は本市の復興の要であり、住民が帰還を判断する上で重要な要素であることから、現在措置されている避難解除区域等における事業者に対する税制優遇措置を更に強化するとともに、税制のみならず、事業再開と新規立地を促すためのあらゆる効果的な方策を講じること。

また、実態としては避難解除区域等と同様に経済的な不利益を被っている本市の30km圏外の区域（鹿島区）についても、避難解除区域等を含めること。

6 . 常磐自動車道及び国道 6 号の 4 車線化と「復興インターチェンジ」(仮称)の設置について

常磐自動車道は、首都圏などとの広域的なアクセスの向上、経済や医療、そして、生活、文化、情報基盤などの交流・連携の形成・発展と緊急時におけるネットワーク機能の強化に資するものであると共に、被災地浜通り地方の復旧・復興における最重要の交通インフラです。

このことから、全線暫定 2 車線供用後速やかに 4 車線化の整備に着手するとともに、地域振興、支援活動、緊急時の避難路の確保のための「復興インターチェンジ」を南相馬市小高区に設置すること。

また、国道 6 号は、当地方の産業経済の進展や日常生活に大きく寄与する重要な幹線道路ですが、復旧・復興事業の伸展、中間貯蔵施設への除去土壌等の搬出及び東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業の進捗等に伴い、今後さらに、工事車両等の交通量の激増が懸念されることから、交通渋滞緩和と地域住民の安全確保のため、4 車線化などの改良整備を早急に行うこと。

7 . JR 常磐線の早期全線再開について

昨年 11 月 27 日に「浜通りの復興に向けた JR 常磐線復旧促進協議会」が開催されたところですが、JR 常磐線は浜通り地方の復興と再生の要であり、住民の帰還や産業の再生に欠かすことの出来ないインフラであることから、全線復旧に向けた取り組みをより一層進め、一日も早い全線再開を図ること。

8 . 復興公営住宅入居要件の緩和について

当市では、平成 28 年 4 月の避難指示解除を目標に復旧・復興を進めていますが、原発避難者に対する復興公営住宅の入居は、福島復興再生特別措置法で規定する居住制限者であることが条件であり、避難指示解除後に、復興公営住宅への入居を希望しても対象とならないことから、帰還が叶わないことも想定されるため、解除後においても希望する住民が入居できるよう入居基準の緩和を行うこと。

9 . 被害の実態に即した公正かつ公平な営業損害の継続について

先般、本年 3 月以降の商工業者に対する営業損害賠償の素案が示されましたが、平成 28 年 2 月までの 1 年間で賠償を打ち切るといった内容は、あまりにも一方的で、被害の実態を無視したものであり、到底受け入れることはできません。

中間指針第 2 次追補にもあるとおり、営業損害に対する賠償は、被害者が従前と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日まで継続すべきと考えることから、商工業者が従前と同じ又は同等の営業活動を取り戻すまで損害賠償を継続すること。

以上